

(認定こども園版)

令和6年度

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

西条認定こども園

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

(認定こども園版)  
(別記)

## 福祉サービス第三者評価結果公表事項

### ① 第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
-------------------

### ② 施設・事業所情報

名称： 西条認定こども園	種別： 認定こども園	
代表者氏名： 園長 井原 義徳	定員（利用人数）： 80（83）名	
所在地： 愛媛県西条市本町1丁目133-2		
TEL： 0897-55-3106	ホームページ： kousaikai.or.jp/sukoyaka/saijou/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和36年11月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 公益財団法人鉄道弘済会		
職員数	常勤職員： 25名 非常勤職員： 5名	
専門職員	保育士 23名 看護師 1名	
	栄養士 1名	
施設・設備の概要	（居室数）6室	（設備等）
	保育室6、事務室、調理室、保健室、談話室、職員休憩室	鉄筋コンクリート造2階建て

### ③ 理念・基本方針

（保育理念）

一人ひとりの子どもを大切にし、保護者や地域社会から信頼され、選ばれる保育所を目指す。

（保育方針）

- ・ 養護と教育が一体となり、健全な発達を図りながら自立を促す。
- ・ 保護者や地域との連携を図り、信頼関係の中で子どもの最善の利益を考慮する

### ④ 施設・事業所の特徴的な取組

モンテッソーリ教育（人的環境・教具等用いた物的環境が整えられた中で、子どもの発達段階や興味のあるものを大人が理解し、子どもが自発的な活動を通して自ら学べるように援助する。3歳～5歳までの縦割りの環境の中での幅広い学習や、子ども社会の中で人間関係を学びコミュニケーションの取り方や生活力を身につける教育）を取り入れた特色のある保育活動を実践している。

地域の要望に応じて、0歳児の一時預かり保育を実施するほか、認定カウンセラーによる0歳から18歳未満の子供を対象とした相談事業（地域子育て支援拠点事業）や看護師による病児・病後児保育（体調不良型）等の特別保育を行っている。

### ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年9月5日（契約日） ～ 令和7年2月4日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	4回（令和元年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

公益財団法人鉄道弘済会が運営する西条認定こども園は、昭和36年に保育所として設立され、平成31年4月に認定こども園に移行している。

特別保育事業として、0歳児の一時預かり事業や病児・病後児保育、地域子育て支援センターの子育て相談など、時代に合わせた子育て家庭の支援を行い、長い歴史の中で、地域に根差した保育の実践に努めている。

保育では、モンテッソーリ教育を導入し、子ども一人ひとりが安心して過ごし、主体的に活動したり、自らが学べるようにしたりするなど、子どもの発達や興味に合わせた環境づくりが行われている。園内は整理整頓が行き届き、自然物がさりげなく飾られ、子どもの視線や動線に合わせた部屋のレイアウトで、教具や遊具等がいつでも使えるよう配慮されている。園庭は四季の自然が感じられる庭のようなつくりで、小動物も飼育され、子どもたちが世話をして触れ合うことができる。子どもの発達に合わせて、令和6年度から低年齢児用の園庭も作られ、子どもたちが安全に安心して思う存分遊び込める環境整備が進められている。

また、専門的な研修やキャリアアップ研修等の受講、園内勉強会、定期的に自己評価等を実施することにより、園全体で共通意識を持ち、継続的に保育の質の向上に取り組む姿勢は高く評価することができる。

◇改善を求められる点

園内勉強会で、標準的な実施方法の見直しを行い、必要に応じて指導計画の中で、職員や保護者の意見等を反映する仕組みができていますが、今後も継続して職員間で共通意識を持ち、PDCAサイクルに沿って教育・保育の質の向上に向けた取り組みが行われることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回4回目の受審となりましたが、前回に続き高い評価をいただき一安心しております。これからも慢心することなく子どもたちの自主性を育めるように環境に配慮し子どもの興味や関心、気持ちに寄り添う関りを続けていきたいと思っております。

ご教示いただきました先生方には、心より感謝いたします。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 教育及び保育の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の保育理念、園の保育方針や教育・保育目標が明文化され、ホームページやパンフレット、入園のしおりに記載されている。保護者には、玄関ホールの掲示や入園式、参観日等の機会あるごとに周知に努めている。職員には、新年度に園長が説明を行い、周知と理解を図っている。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>第2期西条市総合計画や法人本部の年度ごとの経営状況に関する資料等から、把握・分析が行われている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>経営状況の把握・分析結果をもとに、園での課題を明確にし、意見や要望等ある場合には、法人本部に伝えられる体制が整備されている。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人本部で策定された5か年の中期経営計画（2023～2027）に基づき、園の中・長期的なビジョンを明確にした中期計画が策定されている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の中期経営計画の中に、事業計画の策定にあたっての考え方が示され、具体的な取り組みとなるような園独自の単年度の事業計画が策定されている。</p>		

(認定こども園版)

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 定期的に、事業計画の策定と実施状況の把握、評価・見直しが行われ、園内勉強会等の機会に、職員への周知と理解を図っている。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 年度始めに、入園のしおりや事業計画を保護者に配布して説明を行い、理解を図っている。また、施設の修繕や整備等は、その都度園だよりや掲示等で周知している。		

#### I-4 教育及び保育の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 教育及び保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 定期的に福祉サービス第三者評価を受審するとともに、計画的に園独自の自己評価も実施し、PDCAサイクルに基づく保育の質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 自己評価の結果や第三者評価の受審結果での課題を共有し、クラスや園内の会議等で話し合い、改善に向けた取り組みを行っている。		

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 園長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 年度始めに、園長の役割と責任について記載のある資料を配布し、職員に説明し理解を図っている。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 園長は法令遵守に関する研修会に参加し、資料等を使用して職員への周知に努めている。		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 教育及び保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>教育及び保育の質の向上のため、園の特色であるモンテッソーリ教育の資格取得のための研修やキャリアアップ研修、法人の保育実践研究会の受講を計画的に進めるなど、職員の教育・研修や保育実践の充実に指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人のICTの導入や職員の提案活動の支援を活性化するなど、園長は職員が働きやすい環境整備に取り組んでいる。</p>		

## Ⅱ-2 人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士数は国の基準に加えて、法人独自の加配の配置を行っている。病児・病後児保育の看護師や食育を見直していくための栄養士を採用するなど、計画的に専門職も採用している。園の職員の定着状況も良く、各年代がバランスよくそろっている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「西条認定こども園の職員として目指すもの」を明確にし、年度始めに職員に配布して共有をしている。人事基準は規程で定められ、職員に周知されている。人事考課も評価基準に沿って行われ、個別面談等の中で職員へのフィードバックが行われている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の就業状況等は、時間外勤務や有給休暇の取得状況など、園長は勤務表と相互で確認している。定期的な個別面談のほか、必要に応じた相談や面談の実施、毎年行われるストレスチェックなど、職員の心身の健康と子どもの安全確保に努めている。また、法人本部や組合の相談窓口等も、職員に周知している。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年度、一人ひとりの職員は自己申告書で目標を設定し、年2回園長が個別面談を行っている。面談では、目標の達成度の相互チェック、振り返りや意見交換を行い、一人ひとりの職員に合わせた育成に向けた取り組みを行っている。</p>		

(認定こども園版)

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 「西条認定こども園の職員として目指すもの」をもとに、職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、キャリアアップ制度やモンテッソーリ教師養成コースの受講など、一人ひとりの条件に合わせて教育・研修が実施されている。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 職員の希望を含めて、園内外の研修計画の基づき、一人ひとりの職員の教育・研修の機会が確保されている。また、適切なOJT（職場内教育）の実施するほか、市内保育士部会研修等の案内を回覧し、いずれの職員も研修に参加できるよう配慮している。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の教育及び保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の教育及び保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 実習生受け入れマニュアルに沿って、実習生が計画的に学べるように配慮している。保育士養成校と連携しながら、積極的に受け入れを行っている。		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 法人の保育理念、園の保育方針、保育サービスなど、ホームページなどに掲載し、情報公開が行われている。また、定期的に第三者評価を受審し、評価結果を公開している。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 毎年、外部の専門家による法人の会計監査等を実施するとともに、定期的に、園における事務や経理、取引等の内部監査が行われている。事業や財務に関する資料が、法人のホームページに掲載されている。		

### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 園児と地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 毎年、地域の神社の夏まつりに招待され、子どもと一緒に参加したり、園の世代間交流として、地域住民に野点（屋外での茶道）の招待状を配布して参加してもらったりするなど、交流を広げるための取組を行っている。		

(認定こども園版)

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化し、受け入れ体制を整備している。毎年、地域の中学校の職場体験にも、積極的に協力している。</p>		

### 評価対象Ⅲ 適切な教育及び保育の実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の教育及び保育

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 園児を尊重した教育及び保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の保育方針に、子どもの最善の利益を考慮することを明記し、職員間で共通理解を持つため、年度始めに子どもにどのように接していくかを全ての職員で話し合いをしている。また、保育マニュアルや職員で作成した年齢クラスごとのマニュアル（標準的な実施方法）を、いつでも確認できるようにしている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 園児のプライバシー保護等に配慮した教育及び保育が行われている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>プライバシーに関するマニュアルが整備され、年度始めに職員に配布して読み合わせを行い、職員間で共有している。保育の場面でも、プールや着替え時の目隠しなど、子どものプライバシー保護に配慮した対応が行われている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 教育及び保育の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期的に、園のホームページで情報発信を行い、見学希望者を随時受け入れ、その都度丁寧に説明を行っている。また、地域の病院やスーパーなどにパンフレットを配布し、自由に持ち帰れるようにしている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 教育及び保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園式で、入園のしおりを配布し、保護者に情報提供している。必要に応じて、個別に保護者に保育の変更等を説明するとともに、アプリを通して保護者の携帯電話に直接連絡が届くようにしている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 認定こども園等の変更にあたり教育及び保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>転園する場合は、転園先でも子どもがスムーズに生活が送れるように、必要に応じて、保護者の許可や同意を得た上で情報を提供している。卒園時には保護者に向けて、卒園後も継続的に子育て相談等に対応できる旨の文書を配布している。</p>		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>送迎時のコミュニケーションや懇談会、給食試食会の保護者アンケートなど、様々な機会を通して、子どもや保護者の意見や要望を聞いている。出された意見等やアンケートの集計結果は職員への周知が図られ、必要に応じて利用者満足に向けた改善に繋げている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情対応マニュアルを整備するなど、苦情解決の仕組みを確立している。園内の掲示や入園のしおりに記載し、保護者に周知している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日頃から、保護者とのコミュニケーションを図るとともに、意見箱の設置や地域子育て支援センターでの相談に応じるなど、様々な機会を通して相談できるよう保護者等に周知している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>相談受付マニュアルに沿って、職員が迅速・適切な対応ができる仕組みが整備されている。対応内容は記録に残され、必要に応じて職員間で共有している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な教育及び保育の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な教育及び保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事故発生時対応マニュアルを整備し、職員会で職員に周知して共有をしている。ヒヤリハット記録も毎週報告して職員間で改善策を話し合い、子どもの事故予防と安全確保に繋げている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における園児の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症マニュアルを作成し、看護師を中心に子どもの感染症予防や発生時の安全確保に取り組んでいる。感染症流行時期には、園内の掲示やアプリで迅速に保護者に周知するとともに、保健室等を利用して感染拡大防止に努めている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>災害時の避難訓練計画を策定するとともに、子どもの安全確保のため、毎月訓練を実施している。また、西条市内における立地上の大規模災害等の影響を把握し、防災計画やBCP計画を策定し、災害発生時の協力体制を整えている。また、アプリを使用して、子どもや職員の安否確認が行われ、使用方法は職員と保護者等に周知されている。食料等の備蓄は、アレルギーのある子どもにも対応している。</p>		

## Ⅲ-2 教育及び保育の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する教育及び保育の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 教育及び保育について標準的な実施方法が文書化され教育及び保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育マニュアルのほか、各年齢クラスに合わせた標準的な実施方法を文書化するとともに、職員間での理解共有を図られ、それをもとに保育が提供されている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内勉強会で、標準的な実施方法の見直しを行い、必要に応じて指導計画の中で、職員や保護者の意見等を反映する仕組みが出来ている。今後も継続して職員間で共通意識を持ち、PDCAサイクルに沿って教育・保育の質の向上に向けた取り組みが行われることを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより指導計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭訪問や送迎時等のアセスメントに基づき、指導計画が作成されている。3歳未満児には、個人別指導計画を作成するとともに、配慮の必要な子どもには、必要に応じ専門機関等のアドバイスを得て、個別の指導計画を作成している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画作成のマニュアルが整備され、それに沿って評価・見直しをする仕組みづくりが行われている。年度末に全ての職員が参加した勉強会で確認し、次年度の計画に反映できるようにしている。各計画書に関しても、PDCAサイクルをもとに、次週や次月の計画に反映できるよう配慮している。</p>		
Ⅲ-2-(3) 教育及び保育の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 園児に関する教育及び保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに関する統一した記録様式があり、適切に記録されている。職員会や勉強会、ファイルの閲覧等で、職員間で共有している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 園児に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの記録に関する個人情報の取り扱いマニュアルが作成され、それに基づき適切な記録の管理が行われている。年度始めに、職員間で個人情報の取り扱いの確認や共有を図るとともに、保護者等には個人情報の説明を行い、同意書を交わしている。</p>		

**A-1 教育及び保育の内容****A-1- (1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成**

	第三者評価結果
A① A-1-(1)-① 認定こども園の理念、教育及び保育の方針や目標に基づき、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

法人の保育理念や園の保育方針に基づき、子どもの発達や地域の実態に応じた全体的な計画を作成している。年度末には各クラスで話し合いを持ち、子どもの姿に沿った計画内容になるよう配慮した見直しを行い、次年度の計画作成に活かしている。

**A-1- (2) 環境を通して行う教育と保育の一体的展開**

	第三者評価結果
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育及び保育を行っている。	Ⓐ・b・c
A④ A-1-(2)-③ 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	Ⓐ・b・c
A⑤ A-1-(2)-④ 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育及び保育を展開している。	Ⓐ・b・c
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児期の園児の保育（0歳の園児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑦ A-1-(2)-⑥ 満3歳未満の園児（1・2歳の園児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑧ A-1-(2)-⑦ 満3歳以上の園児の教育及び保育において、教育と保育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、教育及び保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑨ A-1-(2)-⑧ 特別な支援を必要とする園児（障害のある園児、海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児等）が安心して生活できる環境を整備し、教育及び保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育及び保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、教育及び保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

園内は随所に温かみのある木材が使用され、絵本や玩具の整理整頓が行われ、統一感のある落ち着いた環境となっている。各クラスからテラスを通して出られる園庭には、3本の大きな木と小川が流れ、木の実や自然の草花にその周りを囲まれるなど、季節を感じる豊かな自然物に溢れている。毎日の温湿度チェック表や毎週の職場巡視リストを活用して環境を整え、子ども達が安心安全に過ごせるよう配慮されている。

新入園時と、担任が初めて受け持つ年度始めに家庭訪問を行い、子どもの家庭での様子や食事状況などを丁寧に聞き取りしている。また、保護者の意向にも耳を傾けて、園に対する要望なども伺うようにしている。それらを踏まえた個別指導計画を作成し、一人ひとりの子どもに合わせた丁寧な関わりを心掛けている。

子どもが自分で遊びを選べる環境の中でも、保育士は近くで見守り、必要に応じて子どもの意思を確認や活動のバランスを考えながら、無理なく生活習慣を身に付けられるよう関わっている。

モンテッソーリ教育を取り入れて、3～5歳児は縦割りのクラス編成のもと、異年齢混合で過ごしている。モンテッソーリの教具がコーナーごとに綺麗に設置された環境の中で、子ども達は自分がしたい活動をすることができる。また、保育士自らが環境の一つとして、声の大きさや衣服の色合いにも配慮して、子ども一人ひとりの興味や関心、気持ちに寄り添う関わりをしている。

乳児保育において、一人ひとりが安心して愛着関係を持てるように1対1で優しく応答的な関わりを大切にしている。保育室内には木製の棚やミニキッチンが並べられ、様々な玩具を子ども自らが取り出せるように工夫されている。転倒による怪我防止のため、柔らかいマットやコーナーガードを設置するなど、安全面に配慮された空間になっている。

3歳未満児保育において、室内には年齢に応じた玩具を用意して、子どもが自発的に活動できる環境が整えられている。戸外遊びは令和6年度から新設した未満児専用の園庭で、安全にのびのびと身体を動かして遊べるようにしている。日々の活動の様子は、コドモン（保育システム）でコラージュした写真とともに保護者へ配信し、家庭との連携を図っている。

3歳以上児保育において、モンテッソーリ教育を通して自分で遊びを選び、それぞれが興味関心を持って取り組むことができる環境のもと、担任間で綿密な連携を取りながら、子どもの気持ちに寄り添った丁寧な関わりを心掛けている。週2回横割り保育を取り入れて、年齢に合った制作活動や遊びを行う中で、友だちと意見を出し合ったり、一緒に力を合わせたりする経験もできるよう配慮している。

配慮が必要な子どもの受け入れについて、その都度家庭と連携しながら、個別指導計画を立て、より良い関わりができるようにしている。また、定期的に外部の専門家による療育指導を受けて、対応方法の助言をもらいながら一人ひとりに合った関わりに努めている。

延長保育について、現在は利用する子どもが少ない状況であるが、個々の在園時間を考慮して、長時間保育になった場合にも落ち着ける場所で安心して過ごせるようにしている。

就学に向けて、保幼小連絡会の中で情報交換を行い、小学1年生との交流集会にも参加して、就学に向けた体験ができるようにしている。また、1月の参観日後には個別懇談会を実施し、家庭と連携しながら安心して就学を迎えられるような配慮も行われている。

## A-1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A⑫ A-1-(3)-① 園児の健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を教育及び保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c

### 所見欄

定期的に、看護師はクラスの巡回や病気明けの子どもの様子を見回り、担任と連携しながら一人ひとりの健康状態の把握に努めている。また、保健室では病児・病後児保育（体調不良型）が行われ、登園後に体調不良になった子どものケアをしながら、保護者のお迎えまで静かに過ごせる環境が整えられている。感染症流行時期には玄関のホワイトボードに発生状況を掲示するとともに、コドモンで保護者に周知するなど、適切な情報共有が行われている。

年2回内科健診と歯科健診を行い、必要に応じて受診に繋げている。

アレルギー対応については、園のガイドラインを参考に対応し、実施にあたり保護者との面談をしている。除去については、保護者等に細かく内容を確認している。除去食は別トレーに乗せて名札を付けるなど、徹底した管理のもと、保育士と給食担当職員が連携しながら、リスク管理を行なっている。

### A-1-(4) 食事

	第三者評価結果
A⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉑・b・c
A⑯ A-1-(4)-② 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㉑・b・c

### 所見欄

年間を通して、野菜の栽培やクッキング活動を行い、様々な形で食材に関わり、子ども達の心に自然と野菜に対する親近感が生まれ、食への関心を引き出す機会となっている。以上児はバイキング形式の給食で、自分で量を調節することができ、好き嫌いへの対応も個々に合わせた働きかけをしている。給食室は子どもの目線からも見えるオープンな構造で、その日の献立に出される本物の野菜を展示するとともに、給食担当職員はそれぞれに違ったエプロンを着用し、家庭的な雰囲気を感じられる。衛生管理はマニュアルに基づいて徹底されている。また、栄養士が子どもの食事の様子を見て回り、保護者に向けて食育アンケート実施するなど、家庭や子どもの状況を把握するよう努めている。

## A-2 子育て支援

### A-2-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A⑰ A-2-(1)-① 園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉑・b・c

### 所見欄

3歳未満児には、コドモンの連絡帳機能を使用して家庭との情報共有を行い、写真を掲載して園での子どもの様子を分かりやすく伝えている。3歳以上児には、送迎時に口頭で伝え合うほか、懇談会や保育参加の中で話をしたり、園の様子を実際に体験してもらうことで保育士と保護者の距離が縮まったり、理解を深めてもらう機会になっている。また、保護者の要望に応じて座談会を開催し、保護者同士の交流の場を作るなど、保護者の姿や時代の流れに合わせた様々な取り組みが行われている。

### A-2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

#### 所見欄

意見・要望の受付担当者を、入園のしおりに掲載して周知するとともに、地域子育て支援センターひだまりでは、保護者の子育ての悩みや不安を解消できるよう様々な支援が行なわれている。園では、日頃から保護者の話をよく聞くことを大切にして、安心感を持ってもらうことで、信頼関係を築けるよう心がけている。子どもや保護者の様子に合わせて、必要に応じてカウンセラーや他の専門機関に繋げることもあり、必要な情報は職員会等で共有されている。

また、保護者や家庭の養育状況の把握に努め、虐待防止マニュアルをもとに、何かあればすぐに対応できる体制が整えられている。

### A-3 教育及び保育の質の向上

#### A-3-(1) 教育・保育実践の振り返り（保育教諭等の自己評価）

	第三者評価結果
A⑳ A-3-(1)-① 保育教諭等が主体的に教育・保育実践の振り返り（自己評価）を行い、教育・保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	Ⓐ・b・c

#### 所見欄

園独自のチェックリストを活用して、定期的に自己評価が行われている。職員の個々の自己評価をもとに、クラス内で日頃の保育について話し合い、自身の振り返りをするとともに、クラス内の意識統一を図り、担任同士の連携を密にすることで、子どもに還元されるよう努めている。また、園全体として求められる姿を具体的かつ明確に伝えることを心掛け、園全体で統一感を持った保育の実践に繋がるようにしている。